

項目⑥	食品を購入するたびに表示を確認している市民の割合
基準値	40.2 % (平成 24 年度)
目標値	55 % (平成 30 年度)
出典資料等	熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する市民アンケート調査

(指標とする理由)

食の安全安心について高い知識を持つ市民(消費者)を育成することによる効果は、代表的な項目である「食品添加物」や「食品の不正(偽装)表示」、「輸入食品」に対する不安度が低減されるとともに、「食品を購入するたびに表示を確認している市民の割合」、「食品の安全性や食品衛生に関する活動に参加している市民の割合」の増加をもって客観的に評価できると考えられます。

(4) 具体的な取り組み

- 衛生意識向上を目的とした食中毒予防ポスターコンクールや食の安全安心体験事業などライフステージに即した事業を実施します。
- 職場や学校等を活用した食中毒予防啓発事業を実施します。
- 市政だより、インターネットホームページ、マスメディアによる情報提供を行います。
- 食に関するインターネットホームページにより、最新の食品衛生情報を提供します。
- 食中毒を未然に防止するための各種講演会、衛生教育を実施します。
- 生活衛生推進員制度を活用し、生活衛生全般における知識の向上を図ります。
- 消費者団体が実施・参加する食の安全安心活動への支援に努めます。
- 生活衛生出前教室を開催し、食品衛生知識の普及啓発や情報提供に努めます。
- ふれあい出前講座を開催し、地域や職場、学校等において情報提供に努めます。
- 食品購入時に表示を確認し、家庭での保存等取り扱いに注意するよう周知徹底します。
- 衛生教育用教材を利用し、衛生教育等や各種事業のフォローアップ授業に活用します。

(5) 市民・関係団体・行政の役割

市民(消費者)	生産者	食品関連事業者	教育関係者等	行政
<ul style="list-style-type: none"> ●家庭における食中毒予防のため、食品取り扱いなどの衛生管理に努める ●食材のもつリスクに注意した食行動に努める ●行政や食品関連事業者の取り組みにおいて、何が不安でどうすれば安心できるのか、積極的に意見を述べる ●行政等が実施する講習会などに積極的に参加し、知識習得に努める ●食の安全安心に関する情報の収集に努める ●消費者(市民)間でお互いに、食の安全安心について情報交換を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ●農協等の団体が実施する残留農薬などの自主検査に協力する ●保健所など行政機関による指導に協力するとともに、違反等発生時の原因究明に協力し、再発防止に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ●食品関連事業者自らが、消費者との交流の場に参加するよう努める ●食の安全安心について消費者の信頼を得るにはどうすればよいか、消費者とともに考え、行動するよう心がける ●1日食品衛生監視員をはじめとした食の安全安心体験の受け入れに努める 	<ul style="list-style-type: none"> ●食の安全と衛生に留意し、食品等の適切な管理といたった知識を身に付ける ●食品関連施設の社会見学を通じて、食の安全と衛生に関して理解を深める 	<ul style="list-style-type: none"> ●市政だより等の市報やインターネットホームページ、講習会などあらゆる機会を通じ、食品に関する情報を消費者に周知徹底する ●消費者(市民)の積極的で建設的な意見が食品関連事業者に届くような機会を提供する

※ 教育関係者等とは、教育・保育・養護・介護・医療及び保健に関する職務に従事する人や関係機関及び団体をいいます。

食中毒予防ポスターコンクール³金賞受賞作品



[平成21年度]



[平成22年度]



[平成23年度]



[平成24年度]

³ 「食中毒予防ポスターコンクール」 家庭における食品衛生意識の啓発と食中毒の発生予防のために、熊本市内の小学生を対象に正しい手洗いや台所の衛生など、日常生活に関する図画作品コンクールを年に1回実施しています。毎年、1,000点を超える応募があります。

II 熊本市独自の食品衛生の確保

食品関連事業者が取り組みやすい自主衛生管理手法の導入や製品の安全性確保など熊本市の実情を踏まえた食品衛生管理の仕組みづくりを構築します。

1) 熊本市版食品衛生管理の普及と実践

～熊本の実情を踏まえた食品衛生管理の仕組みづくり～

(1) 今後の方向性

日本国内で最も進んだ衛生管理手法の1つである国の総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認施設は、現在、熊本市内で4業種(乳、乳製品、食肉製品、清涼飲料水)、5施設に限られており、食品関連事業者全般への普及が図られていない実情があります。

このような中で食品の安全性を確保するため、食品事業者が取り組みやすい自主衛生管理評価事業として平成20年度から「熊本市食品自主衛生管理評価事業(熊本市版HACCP)」を推進してきた結果、認証施設が15件、取り組み施設16件(平成25年3月末現在)となっていますが、さらなる普及と周知が必要となっています。

これらのことから、これからも「熊本の実情を踏まえた食品衛生管理の仕組みづくり」という観点から取り組みを推進していきます。

(2) 取り組むべき施策

18 効果的な監視・指導の充実

熊本市食品衛生監視指導計画に基づき、食品営業施設や食品に対する重点的な監視・指導を実施します。

19 熊本市食品自主衛生管理評価事業(熊本市版HACCP)の展開

規模や業種を問わず、熊本市内の食品関連製造者等が取り組みやすい自主衛生管理事業の普及と展開を進めます。

(3) 成果指標

項目⑦	食品について安全性が高まっていると感じている市民の割合
基準値	— %(平成24年度)
目標値	50 %(平成30年度)
出典資料等	熊本市食の安全安心・食育推進計画に関する市民アンケート調査

(指標とする理由)

熊本市独自の食品衛生管理を普及・実践することにより、「食品の安全性」が高まっていると感じる市民が増加し、評価できると考えられます。

(4) 具体的な取り組み

- 熊本市食品衛生監視指導計画に基づき、夏期及び年末における食品、添加物等の一斉取締りやノロウイルス、カンピロバクターを原因物質とする食中毒予防対策を中心に重点的な監視・指導を行います。
- 製造における重要な工程を衛生的に管理する取組を評価する「熊本市食品自主衛生管理評価事業」(熊本市版HACCP)を推進します。
- 食品の違反発生時の原因究明や再発防止対策が速やかに取れるような体制づくりを構築します。
- 模範となるような自主衛生管理を実施している食品等事業者の実施内容等を紹介する事業に取り組みます。

(5) 市民・関係団体・行政の役割

市民(消費者)	生産者	食品関連事業者	教育関係者等	行政
●熊本市食品自主衛生管理評価事業(熊本市版HACCP)について理解を深める	●保健所など行政機関による指導に協力するとともに、違反等発生時の原因究明に協力し、再発防止に努める	●保健所等による監視・指導に協力するとともに、違反等発生時の原因究明や再発防止策が取れるような体制を整える ●熊本市食品自主衛生管理評価事業(熊本市版HACCP)への取り組みをすすめる	●熊本市食品自主衛生管理評価事業(熊本市版HACCP)について理解を深める	●食品及び施設のリスク分析とそれらに基づく効率かつ効果的な監視・指導を実施する ●HACCPの概念に基づく熊本市食品自主衛生管理評価事業(熊本市版HACCP)の推進と食品関連事業者への普及啓発を行う

※ 教育関係者等とは、教育・保育・養護・介護・医療及び保健に関する職務に従事する人や関係機関及び団体をいいます。



【熊本市食品自主衛生管理評価事業 評価認証マーク】

2) 食品の大量取扱業者との情報の共有

～情報の共有による食品の安全性の確保～

(1) 今後の方向性

これからの食品の安全性確保に関する情報は、行政、市場、大型量販店等が連携した双方向での情報交換が必要であることから、「情報の共有による食品の安全性の確保」という観点から取り組みを推進していきます。

(2) 取り組むべき施策

20 行政、市場、大型量販店の情報の共有化

行政、市場、大型量販店間の情報網の充実により国や県、食品業界の食品衛生情報を共有し、安全性確保に向けた取組を推進します。

(3) 成果指標

項目⑦	食品について安全性が高まっていると感じている市民の割合 【再掲】 P55参照
-----	---

(指標とする理由)

食品の大量取扱業者との情報の共有を推進することにより、「食品の安全性」が高まっていると感じる市民が増加し、評価できると考えられます。

(4) 具体的な取り組み

- 行政、市場、大型量販店等による大型量販店ネットワーク(食品安全情報ネットワーク)を活用した情報提供を行い衛生意識の高揚を図ります。
- 消費者(市民)を交えた意見交換会を開催し、消費者が意見を表明する機会の確保に取り組みます。

(5) 市民・関係団体・行政の役割

市民(消費者)	生産者	食品関連事業者	教育関係者等	行政
●積極的に流通業者等との意見交換会に参加する	●行政機関や食品関連事業者などの情報交換に努める	●大型量販店ネットワークに積極的に参加する ●行政等から提供される情報を積極的に活用するとともに、衛生意識の向上を図る	●行政機関や食品関連事業者(食品納入業者)などの情報交換に努める	●大型量販店ネットワークを活用した情報提供を行う ●消費者(市民)を交えた意見交換会の開催に努める

※ 教育関係者等とは、教育・保育・養護・介護・医療及び保健に関する職務に従事する人や関係機関及び団体をいいます。

3) 熊本の食に関する文化や製品の振興に向けた安全性の確保

～安全と信頼性の確保によるイメージ向上支援～

(1) 今後の方向性

本市には多くの魅力ある製品が存在しており、これらを全国的に発信していくためには、安全性の確保が基本であることから「安全と信頼性の確保によるイメージ向上支援」という観点から取り組みを推進していきます。

(2) 取り組むべき施策

21 熊本の水の衛生確保

本市の飲用水として使用している地下水は、良質の水であり、熊本市民の貴重な財産です。食品製造用に使用される地下水についても関係機関と連携した安全性の確保に努めます。

22 農林水産物、特産品、土産品などの衛生確保

生産者や食品関連事業者は、食の安全性に配慮しながら農林水産物のブランド化と地産地消等をすすめます。

23 健康づくりに協力する飲食店等への支援

衛生確保を推進するとともに、食を通じた健康づくりに協力する飲食店「健康づくりできます店」の認知と周知を図ります。

(3) 成果指標

項目⑦	食品について安全性が高まっていると感じている市民の割合 【再掲】 P55参照
-----	---

(指標とする理由)

熊本の食に関する安全と信頼性の確保を推進することにより、対外イメージ向上を図ることができ、その結果「食品の安全性」が高まっていると感じる市民が増加し、評価できると考えられます。

(4) 具体的な取り組み

- みかんやスイカ、ナス等の熊本市から全国に流通する生鮮農林水産物の安全確保を図ります。
- 馬刺し、辛子蓮根等の特産品及び土産品の安全確保を図るとともに、正しい情報の提供と安全なくまもとの特産品の普及に努めます。
- 栄養成分表示やヘルシーメニューの提供を行うなど、食を通じて健康づくりに協力する飲食店「健康づくりできます店」等の認知と周知を図ります。